

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第２５条の３の２第１項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程第４条第１項第２号の規定により、告示する。

令和７年５月２日

指定番号	給水装置工事事業者の氏名又は名称	代表者名	事業所の所在地	指定の有効期限
２２９	株式会社ブルーホース	實 宏樹	埼玉県北足立郡伊奈町小室 ４１１９番地１	令和１２年５月１３日